

色々な花を咲かせよう

# NEW FACE

URL:<http://www.mu-kansai.or.jp>  
E-mail:sodan@mu-kansai.or.jp

URL:<http://www.kansai-union.jp>  
E-mail:sodan@kansai-union.jp

忘れていいのは  
'不屈の精神力です！'

2018.4.7  
vol.44



〒530-0044 大阪市北区東天満1丁目10番12号 エル・エスト不動産天満ビル4階 401号室

管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781

関西ユニオン TEL(06)6881-0110

共通FAX(06)6881-0782

労働問題のご相談はお近くのユニオンへ



次号

NEW  
**FACE** vol.45  
5月12日(土)発行

特集

## 関西ユニオン第15回定期大会

■ UNION  
LIST

■ 関西エリア

管理職ユニオン・関西 06-6881-0781  
関西ユニオン 06-6881-0110

■ 関東エリア

東京統一管理職ユニオン 03-5957-7757  
ネットワークユニオン東京 03-5363-1091

NEW

# FACE

URL: <http://www.mu-kansai.or.jp> E-mail: [sodan@mu-kansai.or.jp](mailto:sodan@mu-kansai.or.jp)  
URL: <http://www.kansai-union.jp> E-mail: [sodan@kansai-union.jp](mailto:sodan@kansai-union.jp)  
(連番)FACE 252号 あばけん便159号

## ～特集 春闘・争議報告～

### KU神戸支部 総合バス労働組合 初の春闘！

1000円の定期昇給、特別功労金20000円～4000円、65才後の継続雇用者の基本給は1年間据え置きとする。運行ダイヤの見直しをする。

1年契約の嘱託社員で5年以上の継続雇用者は、期間の定めがない無期嘱託社員にする。

#### [これまでの取り組み]

2016年10月24日 最初の3名が加入

12月24日 さらに4名が加入

2017年03月10日 「懲戒処分2回以上受けた場合」の規定による雇止め解雇者の加入通知と団交申し入れを行なう。

04月25日 分会（関西ユニオン神戸支部総合バス労働組合）結成通知、8名公然化。  
組合事務所、掲示板要求を提出。

06月07日 会社提示の「自動車事故処分基準」について団体交渉申入れ。

09月16日 雇止め解雇、残業割増、懲罰委員会・事故審査委員会・運行委員会の設置とその協約締結、組合事務所・掲示板の団体交渉申入れ

11月22日 労基法違反の長時間残業、パワハラ、労災問題で団交申入れ

2018年01月20日 春闘要求 ①基本給の引上げ：現在の基本給×4%+1000円、②住宅手当の新設15000円、③家族手当の新設5000円（この手当では、同居の扶養親族がいる者に対して支払う）、④無事故手当の増額：現行5000円を25000円とする、⑤精勤手当：現行5000円を7000円とする、⑥労働契約法18条にもとづく、期間の定めのない労働契約にすること。併せて団交要求

神戸市の市バスを運転する会社「神戸交通振興株式会社」で1年契約の運転手を中心の労働者が関西ユニオンに相談にきたことにはじまります。

この会社には神戸交通振興労働組合（多数派組合）と、連帶ユニオントラック支部（現在は1名）があったが、いずれでもない新しい組合を作りたいとの相談であった。会社が行なう一方的処分、労働組合機能の無い御用組合批判、基本給が低いため残業込みの給与改善、1年契約の雇止め不安など新労働組合を結成することによって改善を求めていこうとする積極的な姿勢でした。現在、組合員は13名。

上記のように積極的に要求・団体交渉を重ねたが、なかなか成果が上がらなかった。少ないながらの成果は、掲示板の確保、36協定の従業員代表選に勝利、春闘の取り組みなどである。

ストライキの行使も検討してきたが、春闘はやや腰砕けであったように思う。要求討議の職場集会を2回もち、団交も2回行なった。結果は、物足りないと感じています。組合員全員の討議と納得をはかる運営を、今後の問題として意見交換が必要であると思っている。

総括会議を持って、春闘等の取り組み、特に詰めの段階の意思疎通の確立、従業員代表選に勝利した運転手からの期待感、分会組織の拡大などを話し合っていきたい。

関西ユニオン 執行委員長 仲村 実

～特集～春闇・争議報告

## 光明池土地改良区 どこまでも闘うぞ！

3月16日（金）、光明池土地改良区の総代会参加者向けに情宣活動を行いました。当日は雨風もきつく肌寒い日でしたが、他組合からも大勢支援に駆けつけていただき、総勢15名で情宣をやり抜きました。参加していただいたみなさん、本当にありがとうございます。参考までに、当日配布したビラを次頁に掲載します。

光明池土地改良区の争議については、これまで何回も機関誌に掲載してきましたので、詳しくはこれまでの機関誌（ニューフェイス第34号、第36号等）をご参照ください。現在、光明池土地改良区とは多くの紛争を抱えています。列挙すると以下の通りです。

- ①当該組合員が原告となっている地位確認訴訟（懲戒解雇の無効を主張）
- ②当該組合員が原告となっている未払い賃金請求訴訟
- ③光明池土地改良区が原告となっている当該組合員に対する損害賠償請求訴訟（当該組合員が光明池周辺の樹木を伐採したことで損害を受けたと主張）
- ④組合が申立人となっている不当労働行為救済申立て（未払い残業代を協議事項とする団体交渉において、光明池土地改良区がタイムカードの写しの提供に応じなかつたこと等が不当労働行為に該当すると主張）

この他、光明池土地改良区が当該組合員を刑事告訴し、当該組合員の自宅に家宅捜索が入ったことは以前の機関誌でも掲載しました。これについては、不起訴処分が決定しています。また、光明池土地改良区が組合の街宣行動について仮処分の申立てを行ってきたことも以前の機関誌で紹介しています。この仮処分については組合としては到底納得の出来ない決定が出ました。この決定については異議申し立てその他の方法についていざれ争うつもりです。

ともあれ、光明池土地改良区との争議については、組合の総力を挙げて闘いぬくつもりです。こんな不当なことを決して許すことはできません。地域の市民からの励ましの手紙や電話等もいただいている。組合の考え方や懲戒解雇の不当性を光明池土地改良区の総代の方や地域の市民の方に知っていただくためにも、今後とも街宣活動を継続していくので、是非ご協力お願いします。

### 《今後の予定》

4月16日（月）10時 大阪府労働委員会 証人尋問（エルおおさか8階）  
5月15日（火）15時 裁判弁論期日  
(地位確認、未払い残業代請求、損害賠償)  
是非、ご参加を！

## 光明池土地改良区・若林理事長は、 Aさんの懲戒解雇を撤回しろ！

### ○第137回総代会開催おめでとうございます

光明池土地改良区の総代、役員、関係者の皆さん！ 第137回総代会開催おめでとうございます。さて、皆さんの中にも、光明池土地改良区の職員Aさんの懲戒解雇を巡る労使紛争に关心を持っていただいている方が少なくないかと思います。私達は、この労使紛争の早期解決を求めており、本日はその件も総代会できちんと議論していただきたく、お願いに参りました。

### ○私たちちは職員の待遇改善を求めていました、ところが…

私達は、一昨年、光明池土地改良区との団体交渉の中で、組合員Aさんの降任処分を行わないよう求めていた他、賃金のアップ等を要求していました。また、退職金規定の改悪にも反対していました。退職金規定は昨年4月1日に改訂されました。その結果Aさんに退職金が支払われるとしても、20%以上も減額されるのです。

私達は、若林氏が光明池土地改良区の理事長に就任してから理事長の報酬が大幅に増額されたことや、かつて光明池土地改良区の研修会でコンパニオンを呼んで宴会が行われていたことがあるところから、本当に職員の退職金規定を改定して退職金の大幅減額までする必要があるのか疑問に思い、理事長の報酬がどのように推移して来たのか、研修費の支出がどうなっているのか等を正確に把握するため、資料の提供を求めていました。

ところが、そんな中、光明池土地改良区はAさん業務上横領の容疑で刑事告訴していました。そして、昨年3月、Aさんの自宅に家宅捜索が入りました。Aさんにとってまさに青天のへきれきでした。その上、光明池土地改良区は、昨年5月30日付でAさんを懲戒解雇したのです。

光明池土地改良区は、Aさんが古い草刈り機を無断で処分したことや記念樹を無断で伐採したこと等を懲戒解雇の理由として挙げています。今、Aさんは懲戒解雇が無効であるとして現在大阪地裁堺支部において裁判中で、懲戒解雇の是非については裁判所が判断することになります。しかし、Aさんは昨年9月に不起訴処分となっていますし、私達はこの懲戒解雇に憤りを感じています。

### ○光明池土地改良区は、Aさんの懲戒解雇を撤回し、 労使紛争を早期解決せよ！

光明池土地改良区・若林理事長がAさんを懲戒解雇して以降、労使紛争は激化の一途を辿っています。現在、大阪地裁堺支部では、Aさんの懲戒解雇の無効確認を求める裁判が継続中です。その他にも、光明池土地改良区は記念樹伐採で損害を受けたとして、Aさんに対して566万円強もの損害賠償を請求して来ており、これも大阪地裁堺支部で係争中です。一方、Aさんは、残業代の未払いがあるとして支払いを求めており、これも大阪地裁堺支部で係争中となっています。また、大阪府労働委員会でも、私達は光明池土地改良区が未払い残業代の有無やその支払いに係る団体交渉に誠実に応じなかつたと主張して不当労働行為救済申立てを行い、日々証人尋問を控えています。

私たちは、Aさんのためにも、そして光明池土地改良区のためにも、一刻も早くこの労使紛争を解決したいと考えております。是非ご理解とご協力を願いいたします。

なお、追伸ですが、「和泉市から不正をなくす会」というところから、「あなた方が散かれましたピラは和泉市では大きな話題となっています。頑張って活動を続けてください。」との旨を記載した激励の手紙もいただいております。その手紙には第136回総代会資料も同封されていました。私達はこの方々とも協力関係を築きAさんを巡る労使紛争の解決まで頑張るつもりですので、よろしくお願いいたします。

～特集～春闘・争議報告

# 但馬屋食品(株) 労働委員会勝利！ 会社解散で終わりにさせない！

## 1 経緯

但馬屋食品側の争議についても、かねてから機関誌で報告（ニューフェイス第35号等）していますので、詳しくはそちらをご覧いただきたいと思います。

さて、但馬屋食品側にMUの分会が結成されたのは一昨年8月。組合員たちの希望は、①未払い残業代の支払い、②長時間労働の改善、③基本給のアップなどでした。会社は、分会立上げの前後から、中心的な組合員に私立探偵を付けて身辺調査をさせたり、組合に対する誹謗中傷を行ったり、工場に監視カメラを設置して組合員らの動向を監視したりと、不当労働行為を連発。組合はこれに対抗し、不利益取扱や支配介入について大阪府労働委員会に救済申立てを行いました。また、団体交渉の開催場所でも揉めて（組合は、組合員らが就労している兵庫県八鹿や朝来での開催を要求、一方会社は伊丹市内や大阪市内での開催に固執）中々団体交渉すら開催できないという状態が続きました。労使の対立が激化し、一触即発という状況の中、突然会社側弁護士が交替しました。

一昨年8月～10月にかけては、労使対話を重視する弁護士が就いたためか、但馬屋食品側も八鹿や朝来での団体交渉開催に応じ、社長も出席して未払い賃金の支払いも前向きに検討すると約束。労使関係が正常化するかのように思えたのですが、突然その弁護士が辞任。交渉は全くの振出しに戻ってしまいました。おそらく、但馬屋食品側がその弁護士のやり方に不満を感じ、弁護士のアドバイスを聞かないで、その弁護士が放り出したのだと考えています。

その後、但馬屋食品側は東京の弁護士に委任。会社はそれまでの交渉の経緯を無視し、未払い残業代の支払いにかかる約束も事実上白紙撤回したばかりか、またもや団体交渉の開催場所で揉めはじめ、団体交渉すら開けない状態となりました。組合としても状況を放置することはできないことから、一昨年11月頃から街宣を開始。労使関係は悪化の一途を辿りました。また、組合は但馬屋食品側が大阪市内や伊丹市内でしか団体交渉に応じないとしていることについても、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申立てを行いました。そんな中、但馬屋食品側は、組合員らが集中していた八鹿工場を昨年2月に突然閉鎖したのです。9名の分会員の内、5名が退職を余儀なくされました。一方、組合としても交渉で未払い残業代の問題を解決する見込みがなくなったと判断し、昨年2月に神戸地裁尼崎支部に提訴するに至りました。

昨年3月以降は、組合が街宣を強化。これに対し、但馬屋食品側は昨年7月に組合の街宣差し止めを求める仮処分を申立て。昨年10月に、組合が一定の行動を控えるとの内容で和解成立となりました。もっとも、組合としては、仮処分和解成立を契機に、さらに街宣を強化。和解条項を順守しつつも、週1～2回ほど本社前やターミナル駅等で街宣を続けてきました。その度に、八鹿

や朝来に住んでいる組合員も、車に乗りあわせ、片道2時間から3時間もかけて街宣に駆けつけました。

こうして労使関係がますます泥沼化している最中、但馬屋食品㈱は今年1月に会社解散を発表。2月末で生産・出荷をストップ、3月末で解散するとし、社員らに対しては一定の上乗せ条件のもとでの依頼退職に応じるか、それとも整理解雇されるか、との二者択一を迫ったのです。結局、ほぼ全社員が依頼退職に応じざるを得ませんでした。

## 2 現在の争い

### (1) 未払い残業代の請求訴訟

現在神戸地裁尼崎支部で係争中です。だいぶ煮詰まってきており、裁判所からは和解の話も出ています。もっとも、これまで散々ひどいことをやってきた会社なので、すんなり和解が成立するとは思えません。気を引き締めて、闘い続ける覚悟です。

### (2) 労働委員会

労働委員会には2件の救済申立てを行っていました。

- ①組合員に私立探偵を付けて身辺調査をさせたこと、及び組合や組合員を誹謗中傷したことについて、不利益取扱と支配介入に当たるとして救済を申し立てたもの。これについては、今年3月に組合の全面勝利の内容で命令が出ました。次ページにその抜粋を掲載します。もっとも、但馬屋食品㈱は中央労働委員会に再審査申し立てを行ってきたので、まだまだ闘いは続きます。
- ②会社が団体交渉の開催場所を伊丹市内か大阪市内に限定したことについて、事実上の団交拒否に当たるとして救済を申し立てたもの。これについては、最終陳述書の提出も終わり、現在命令待ちです。こちらも完全勝利するものと確信しています。

### (3) 労災

分会の中心メンバーが、長時間労働のために鬱病を発症し、休職を余儀なくされていましたが、昨年9月に労災が認定されました。近々、会社の安全配慮義務違反等について、損害賠償請求を提訴する予定です。なお、この人は、会社解散にともなう依頼退職にも応募していません。会社が解散したとしても、雇用関係は継続するとの考えであくまで居残って闘う決意を固めています。

### (4) 四国化工機との闘い

四国化工機という会社が、但馬屋食品㈱の朝来工場を買い取り、この4月から操業再開の準備を始めることになっています。但馬屋食品㈱は、朝来工場従業員全員が依頼退職の届を出すまで、四国化工機が朝来工場の運営に乗り出すという話を従業員には一切伝えていませんでした。そして、全員の退職が決まった後に、四国化工機が乗り出してきて、求人を行ったのです。組合としては、都合の悪い労働者を排除するための汚いやり方だと考えています。但馬屋食品㈱朝来工場の従業員11名が四国化工機の求人に応募しましたが、結果は7名が採用、4名が不採用でした。組合員2名と元組員1名が応募しましたが、3名とも不採用という結果。組合としては組合員排除が行われたものと考え、大阪府労働委員会に救済申立てを行う準備をしています。

### (5) 街宣行動の継続と会社側の対抗措置

今年3月以降、毎週1~2回のペースで街宣を行ってきました。これに対して但馬屋食品㈱は「損害賠償請求を行う予定」等と記載した警告書を送りつけてきています。組合としては、あくまで仮処分和解条項の範囲内で行動していると考えているので、この件に関して現在団体交渉の申入れを行っているところです。

写

## 命 令 書

大阪市北区東天満一丁目10番12号

申立人 管理職ユニオン・関西

代表者 執行委員長 北村 庄司

兵庫県伊丹市池尻七丁目139番地

被申立人 但馬屋食品株式会社

代表者 代表取締役 中島 耕作

### 主 文

被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

管理職ユニオン・関西

執行委員長 北村 庄司 様

但馬屋食品株式会社

代表取締役 中島 耕作

当社の下記の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 貴組合員[ ]氏について調査会社に調査させたこと（第1号該当）。
- (2) 当社のアドバイザーである谷口一夫が、平成28年7月29日及び同月30日、貴組合員[ ]氏に対し、貴組合への加入を妨害するとともに、貴組合を誹謗中傷する発言をしたこと（第3号該当）。
- (3) 当社のアドバイザーである谷口一夫が、平成28年8月4日、貴組合員[ ]氏に対し、貴組合からの脱退を勧奨するとともに、貴組合及び貴組合員を誹謗中傷する発言をしたこと（第3号該当）。

## ～特集・春闘・争議報告～

### ゲオホールディングス団体交渉拒否事件

大阪府労委・中労委、行政訴訟（東京地裁・高裁・最高裁）完全勝利！

#### 損害賠償請求裁判での仲村陳述書

2018年2月27日

原告（関西ユニオン）代表者本人 仲村 実

##### 1 組合活動経歴

(1)、(2)、(3)は [省略]

##### 2 今回の組合結成の経緯

(1) 2012年8月22日、Aさんが組合にきて加入しました。同年9月6日に労働組合加入通知書を被告会社に提出しました。

(2) 2013年1月10日、団体交渉の申入れをしました。会社は、協議事項、開催場所について制限や条件提示を行なってきました。

これに対して、組合として「大阪市内か組合事務所」での開催を3度にわたって提案しましたが、会社はいろいろ理由を掲げて大阪での団交開催を拒否し、最終的には「貴組合事務所で団体交渉を行なわなければならないのか、その法的根拠を明示せよ」との対応でした。組合は、この会社の対応は不当労働行為として、2013年2月19日に大阪府労働委員会に申立てをしました。

(3) 組合は、不安定な労働実態の非正規労働者の組織化を目的として活動をしていました。

Aさんの相談は、一方的なパート労働時間の削減、ひいては辞めるように仕向けることの解決を求めてきたことです。相談を受けるなかで、組合としては最低賃金の時給、有期契約、社会保険の未加入、有給休暇が取れないなどの問題点があることを指摘しました。組合員を増やしていくための検討を行なってきたことから、Aさんの加入通知から団交申入れまで4カ月半程経過したのは、こうした事情からです。

(4) そして、まずAさんの受けている不利益、勤務時間の削減について団体交渉をしていくことを決めました。

##### 3 被告による団交拒否と最高裁判決に至る経過

(1) 2014年1月27日、大阪府労働委員会から団交拒否は不当労働行為との命令書が出ましたが、会社は命令書の履行をせず団体交渉拒否を続けました。その後、会社は中央労働委員会に再審査申立てましたが、その中央労働委員会での棄却命令書が2015年1月28日にでました。この命令も履行せず団体交渉を拒否し続けました。

(2) 私の体験として管理職ユニオン・関西でいえば、20年で組合加入者が2千名を超え、組合は13年で組合加入者が約600名です。加入者の8割程度は団体交渉を申入れますので、2千以上の会社などと団体交渉をしたことになります。

が被った損害について

方形の損害について

- (3) 団体交渉権は憲法28条で保障された権利ですし、労働組合法では団交拒否は使用者である雇用者がしてはいけない行為（不当労働行為）となっていることから、拒否をする会社は間違えです。団体交渉の経験のない会社は、弁護士や社会保険労務士に相談すれば、拒否する法違反になるからとアドバイスされているからだと思います。

4 別 それでも団交拒否する会社はまれにありますが、大阪労働委員会の委員から説得され調査  
5 最 20 階で和解し開交開催となります。中労委に再審査申立てをされた例は、ゲオHDの件も含  
こ 21 て3件です。ゲオHDの上うな行政訴訟までやられたことは初めてです。

涉に そこ 5月に開交開催場所は、組合員が勤務している所で行なってきました。本社が東京や北海道でも、団体交渉は大阪で行なってきました。被告会社ゲオHDのような中央労働委員会での  
そ 6月審査裏却命令後、命令履行を拒否し東京地裁に行政訴訟を申立てられた事例は、私は初  
団交 7月までの体験でした。

府労 8月での大阪府労働委員会での不当労働行為事件 【省略】

こ 9月裁判の上告棄却後

土は 10月17年3月4日に開交を申入れました。

6 被 11月に対し、会社は同年3月8日「回答書」なる書面を組合に提出してきましたが、団体交

(1) 12月では無理ず拒否してきました。

通 13月で組合は同年10月、4年以上にわたる団交拒否経過から組織活動上の被害回復のため開  
開 14月開催を優先し、労使対等原則による今後の団交ルールを確立するため、協議事項を「大阪  
委員会命令書主文第1項に基づく内容について」に絞りました。

付 15月として同年4月11日にはじめて団体交渉を開催しましたが、会社および会社代理人弁護士  
と 16年にわたる団交拒否の反省の色は全く無く、不誠実な対応でした。

(2) 17月が開交を拒否した理由

付 18月被告は最初「協議事項の対象となる具体的な内容と要望を明示してください」、その他開  
と 19月開会事項は、「協議事項より削除してください」としました。

初 20月次に「人事管理を担当する部署が本社にあって、決裁権限を有する者が本社に常駐して

7 組合 21月ありますので、弊社が指定する本社所在地の愛知県春日井市内又は名古屋市内述べ書を指  
すします」となりました。最初は「Aの勤務地開催拒否」「組合主張の法的根拠を示せ」

(1) 22月という具合でした。

行政訴訟を起こした時点で、会社は最初から団交拒否を決め込んで、権利侵害、不当労  
働行為をわかった上での行為で、Aさんおよび組合があきらめることを画策していたと思  
います。非常に悪質なものです。

被告の行為は、団体交渉を開いて団体交渉ルールを話し合おうという姿勢すらなく、最

大阪府労働委員会関係では、不当労働行為申立書提出（2013年2月19日）にあたって打合せを4回実施し、申立書および書証作成にも時間を要しました。調査期日5回（2013年4月19日、5月31日、7月11日、8月1日、10月31日）、審問期日1回（9月6日）、それぞれの調査・審問に向けての打ち合わせ・資料等の作成、さらに準備書面の作成に当たっての作業、最終準備書面作成に時間をおいています。

中央労働委員会関係では、調査期日2014年4月24日、6月5日、6月30日、審問期日7月24日、会社の再審査申立ての答弁書のための打合せ、それぞれの調査・審問に向けての打合せ・資料等の作成、準備書面の作成に当たっての作業、最終準備書面作成に時間を要しています。

これら時間換算費用のほかに、弁護士の着手金などの費用、毎回の打ち合わせ時間もかかっています。

## （2）無形の損害について

会社の団体交渉拒否が労組法の第7条第2項違反であることは、初審の大坂府労働委員会で会社の行為が不当労働行為であると認定され、団体交渉開催命令がでたことからも明らかです。

労働組合は、労働者の雇用や退職の問題、労働者の賃金や労働時間などの労働条件の向上の要求を行ない、団体交渉のなかで労使対等・相互理解の上で納得する回答を得て要求を実現していくものです。さらに職場の環境改善の取り組みとして有害物質の排除だけでなく、いじめや嫌がらせ、上司の好き嫌いによる対応などを、これまた団体交渉などによって解決していくのです。パートといえども労働条件の改善・向上のための要求、団体交渉が必要です。

4年間にわたって、労働基準法違反、勤務時間の問題、有給休暇の権利行使ができる職場状態にあるのかどうか、最低賃金の時給のアップの問題などをめぐっての団体交渉権を侵害され、その団体交渉権が奪われてきたことは、労働組合にとって大きな被害である損害です。

被告による憲法に保障された団体交渉権・団結権否定・権利侵害行為は、実に4年以上にわたり、労働組合の社会的評価を著しく低下させ、損害を与えました。

また、労働組合は、一人から組合員を増やす活動も重要なことです。たとえわずかでも時給が上がるとかの成果、個人的な不利益でも回復した実績獲得が組織拡大につながる大きな要因になります。

こうした機会を4年間奪われてきたことの損失も大きいのです。残念ながら複数の組織化をめざしましたが、職場分会が消滅してしまいました。以上

### 仲村証人尋問日

5月21日（月）13時15分～、大阪地裁809号法廷

※現在、和解協議も進行中です。

## ～解決報告～

# 漂流する老人を代表して、正義の鉤槌を下しました！

私は、60歳以上の高齢者に対して仕事のあっせん・派遣を行っている某法人に登録し、平成22年7月1日から某百貨店に派遣されました。それ以降5年半に渡って某百貨店で就労してきましたが、昨年12月末で雇用の打ち切ると通告されました。それまでも、有給休暇をまともにもらえないとか、派遣・直接雇用・派遣と契約変更されるとか、労働条件通知書も渡されないとか、色々な問題があり、その都度私が是正を求めてきたにもかかわらず、一向に改善されないということもあったため、私は意を決して組合に相談することにしました。分かりやすくするために、私と某法人、某百貨店との経緯を表にしておきます。

年月日	私	某法人		某百貨店
H24.7.1	私と法人で雇用契約を締結し、百貨店にて派遣就労開始	私を雇用し、百貨店に派遣開始。	労働条件通知書交付。契約期間はH24.8.31まで。	私を派遣社員として使用開始。
H24.9.1	派遣労働契約を更新。以降、3ヶ月毎に派遣労働契約を反復更新。	派遣労働契約を更新。以降、3ヶ月毎に派遣労働契約を反復更新。	労働条件通知書交付。契約期間はH24.10.31まで。以降、契約更新時に労働条件通知書を交付。	私を派遣社員として使用継続。
H25.1.1	法律上の有給休暇の権利（7日）取得。	有給休暇についての周知無し。		
H25.10.21	法人の通知に従い、H25.11.1以降に、所定の出勤日以外で3日の有給休暇取得。	H25.11.1～H26.3.31の間で、所定の出勤日以外で、3日間の有給休暇を申請するようとの通知。		
H26.1.1	法律上の有給休暇（8日）の権利取得。			
H26.10.21	法人の通知に従い、H26.11.1以降に所定の出勤日以外で3日の有給休暇取得。	H26.11.1～H27.3.31の間で、所定の出勤日以外で、3日間の有給休暇を申請するようとの通知。		
H26.5	派遣受け入れ期間制限の抵触日前に、有給休暇残日数の取扱について某法人に確認の申し入れ。	当法人は特殊なので、有給休暇の残日数は無いと回答。		

H27.6.1	派遣受け入れ期間制限の抵触日。			
H27.6.1	百貨店に直接雇用される。契約期間はH27.9.30まで。	派遣労働契約をH27.6.30で打ち切り。	私を直接雇用。契約期間はH27.9.30まで。	
H27.9.1	法人からの派遣再開。	法人からの派遣再開。	雇用契約書も労働条件通知書も交付せず。これ以後も契約更新手続きは一切なし。	私を派遣社員として使用。
H27.1.1	派遣受け入れ期間制限の「飛ばし」がなく、法人との派遣労働契約が当初から継続していると考えれば、法律上の有給休暇の権利（9日）取得。			
H27.10.21	法人の通知に従い、H27.11.1以降に所定の出勤日以外で3日の有給休暇取得。	H27.11.1～H28.3.31の間で、所定の出勤日以外で、3日間の有給休暇を申請するようにとの通知。		
H28.1.1	派遣受け入れ期間制限の「飛ばし」がなく、法人との派遣労働契約が当初から継続していると考えれば、法律上の有給休暇の権利（10日）取得。			
H28.10.21	法人の通知に従い、H28.11.1以降に所定の出勤日以外で3日の有給休暇取得。	H28.11.1～H29.3.31の間で、所定の出勤日以外で、3日間の有給休暇を申請するようにとの通知。		
H29.1.1	派遣受け入れ期間制限の「飛ばし」がなく、法人との派遣労働契約が当初から継続していると考えれば、法律上の有給休暇の権利（12日）取得。			

H29.10.21	法人の通知に従い、H29.11.1 以降所定の出勤日以外で 3 日の有給休暇取得。	H28.11.1～H29.3.31 の間で、所定の出勤日以外で、3 日間の有給休暇を申請するようにとの通知。	
H29.11.28			H29.12.31 で契約終了と通告。
H29.12		「百貨店からお聞きになったと思いますが、皆さんの仕事は 12 月末をもって終了します」との通告。	
H29.12	有給休暇残日数の取扱について某法人に確認の申し入れ。	当法人は特殊なので、有給休暇の残日数は無いと回答。	

以上が、組合に相談する前までの状況です。あまりにも杜撰な扱いに、私は怒り心頭となり、団体交渉で解決していく決意をしたわけです。そして、昨年 12 月 19 日に、某法人に対して労働組合加入通知書と団体交渉申入書を送付し、団体交渉を開始しました。

#### 《第 1 回団体交渉 H29.12.26)

	組合	法人
労使の主張①	平成 27 年 9 月 1 日以降、雇用契約書も交わしておらず、労働条件通知書も交付されていないと聞いている。期間の定めのある雇用契約を交わしていない以上、無期雇用である。速やかに 2018 年 1 月 1 日以降の就労先を紹介し、就労を始めるまでは自宅待機として賃金を支払うべき。	平成 27 年 9 月 1 日以降も、労働条件通知書を交付し、本人の同意も得ている。労働条件通知書には有期契約であることを明記している。よって、有期契約である。
確認事項	法人側で、有期契約であることを示す労働契約書や労働条件通知書について確認し、組合に提供する。有期契約であることが確認されれば、2017 年 12 月 31 日で雇用契約が終了するという点については労使とも同意する。有期契約であることが確認されない場合は、法人は 2018 年 1 月 1 日以降についてはさしあたり自宅待機として賃金を支払うこととする。→その後、法人が平成 27 年 9 月 1 日以降は雇用契約書を交わしておらず、労働条件通知書も交付していないと回答。	
労使の主張②	平成 27 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間、百貨店の直接雇用になっているが、これは悪質な派遣受け入れ期間制限違反である。よって、法人と当該組合員との雇用契約が中	有給休暇を年間 3 日しか付与していないかったのは労基法違反であった。もっとも、法人と当該組合員との契約は平成 27 年 9 月 1 日からなので、平成 28 年 3 月 1 日で 7 日、平成 29 年 3 月 1 日で 8 日、

	断していたとは認められない。また、所定の出勤日以外で有給休暇を取らせることも労基法違反であって認められない。よって、入社日に遡って、権利の発生した有給休暇日数をすべて回復すべきである。	計 15 日の有給休暇の権利が発生している。そこから、実際に取得した 6 日分を差し引き、9 日分の有給休暇の権利があることを認める。
--	--	---

《第2回団体交渉 H30.1.29》

	組合	法人
労使の主張	雇用契約書も交わしておらず、労働条件通知書も交付していない以上、無期雇用であり、今後も新たな派遣先を紹介するまでの間は自宅待機状態が続く。	前回の団体交渉において、さしあたり自宅待機とすることについては認めたので、本日までは自宅待機扱いとすることに同意する。しかし、法人としてはあくまで有期雇用だと考えているので、明日以降も自宅待機とすることは約束できない。
確認事項	組合から、2018年2月8日までに解決案をまとめて送付する。それを元に団体交渉を行い、一括解決を目指す。	

《第3回団体交渉 H30.2.28》

	組合	法人
労使の主張	①2018年2月末まで自宅待機扱いとし、その間の賃金を全額支払うこと。 ②2013年1月1日以降現在に至るまでに発生した有給休暇の権利 59 日分を買い取ること。 ③本件労使紛争にかかる解決金として 3か月分の賃金相当額を支払うこと。	①2018年1月29日までを自宅待機扱いとし、その間の賃金を全額支払う。 ②有給休暇の権利が 59 日分発生したことは認める。但し、12 日分については、消化済みなので、その分は控除する。 ③本件労使紛争にかかる解決金として 2 か月分の賃金相当額を支払うこと。
確認事項	法人が解決金として、●●万円を支払う。(約 6.5 か月分の賃金相当額)	

今回の団交は、組合加入 15 年で初めての団交でした。第1回目は心臓バクバク、顔面蒼白でしたが、大橋さんやBさん、Nさんの力強い応援をいただき、法人が組合の主張をほぼ全面的に認めるという形で解決に至りました。公益を尊重しなければならない立場にもかかわらず、労基法、派遣法を無視してはばかりない法人にお灸をすえなければと思い、漂流する老人のために、正義の味方ということで立ち上がったということです。そんなわけで、解決金の 8 割は組合にカンパ。日頃金の亡者のごとに言われており、確かに脂ぎった顔だけ見ればそう言われるのも仕がないとは思いますが、私の清らかな真心を知っていただければと願います。

上げ懇親会。  
いたこと。来  
つまるところ団

## 報告～春闘御堂筋デモ

3月18日（日）13時から、春闘御堂筋デモを行いました。例年は大阪市役所南側の中之島公園女神像広場で集会を行ってきましたが、今年は工事中のため、中之島公園駅前広場で集会。天気にも恵まれ、春のまぶしい日差しの中での開催となりました。集会・デモには約50名が参加。もつ



ている組合員一人一人に可能な限り発言をしました。大勢の前でしゃべるのが苦いましたが、皆一生懸命職場の報告をしていました。集会は13時45分頃に打ち切り、その後裁判所南側の西天満若松浜公園に移動。そこで再集合して、14時にデモ出発。



ワイワイ楽しく盛り上りました。反省年は、最低でも組合員50名の参加は実現結力です。今年参加できなかった組合員



とKUの参加者は合わせて35名程度。支部からは15名程も参加してもらいました。北大阪合同労組からは2名参加いたしました。お出しもらいました。この場を借り上げます。

集会では、主催者あいさつ、来賓挨拶



関西クラフト  
ました。その他、  
き、宣伝カー  
てお礼申し上

今年のデモのスローガンは、  
革断固反対！ 最低賃金を150円に引き、現  
いうもの。その他、様々なスロー  
プラカードを各自手にして、デモ行  
所南側の道を御堂筋まで出て、行  
し、最後は難波で解散。さすが御堂  
筋は大勢の人でにぎわっており、注目を浴びたのではないかと自分  
す。

集会後は、組合事務所で打ち

点は、MUとKUの組合員の参加が少なか  
見しようと考えています。労働組合の力は「働くかせ方改  
の方も、来年は是非ご参加ください。」と  
一ガン書いた

0円に！」と  
モ出発。裁判  
御堂筋を南下  
こ日曜の御堂  
それなりに  
負けるよ

# 映画評 「オキュパイ・ベーカリー」

T・K



労働組合の組織率は激減しています」というナレーションがはじめに入るこの作品は、労働組合の代わりに増えている労働NPOとその支援を受けて立ち上がったメキシコの移民労働者の話だ。違法にアメリカに入国したという不安定な立場を利用して、ファーストフード店で最低賃金も払われないという怒り。その怒りで立ち上がった男性は、まず労働NPOに話を持ちかける。そこで、「労働組合とは何か?」「労働組合のリーダーとはどのような人でなければならないか?」を教えられ、「じゃあ、実際にオルグしてみましょう。あなたは組合のリーダーで、食事中の私をオルグしてください」とデモンストレーションまで行う。

従業員をオルグし、経営者側との闘いを続けていく中で、会社はさまざまな妨害を加え始める。組合潰しの企業を派遣し、組合が結成された店舗を閉店にしようとする。それに対して、組合と支援団体は店舗の占拠を行う。もちろん、警察が来てすぐに撤退させられるのだが、その後の戦術がすごかった。店舗の前でテーブルを構えコーヒーを売り、「どのような運動を行っているか」を地域の人々に説明して支援を取り付けたのだ。そこで困った経営者は、和解案として新しい店長を派遣する。これで一件落着と思った矢先、店長からの連絡がない。どうやらビルのテナントが当のファーストフード店と契約を打ち切ったらしい。相手が変わったのだ。これで万事休す。運動は敗北に終わった……かというと、そうでもない。全米の労働組合が駆けつけて共闘してくれる。特に、郵便局配達員のような大労組の役員も「私たちこそが小さな労組と連帯すべきだ!」と叫んだ。日本では考えられない。

運動に残る人数も減ったが、団結は深まる。「組合員全員の再雇用」を掲げて、果敢にピケを張る。ビルのテナントにも直談判をして、困ったテナント側と企業は「組合員全員の再雇用」はもちろん、「組合の人事権への介入」とその面談を行うための「組合室」までつける労働協約を結んだ。とりあえず、勝利だ。

この映画の中で印象的だったのは、闘いがピケを張るところまでいったこと。米国の活動家が非合法活動を敢行し逮捕されていく(不起訴に終わる)。もちろん、違法移民労働者は逮捕されると強制的にメキシコに帰らされるので、残るのは地域の活動家だ。どうしてそこまでするのか?法律が守ってくれるだろう?と道行く人が反論したとき、年老いた組合員が跳ね返す。「その法律も労組がなければなかったんだ!」。

また、ストライキやピケなどの闘いは、地域で行うので、その闘いが広がりを持った。特に、この店舗の舞台はニューヨークであり、時期的にはオキュパイ・ウォールストリートがあった頃。若い活動家の支援だけではなく、道行くトラックの運転手からも激励される。このような支援と広がりがなければ、闘いも持続しなかつただろう。

この映画はさまざまな人々の連帯と共闘から成り立っている。しかし、やはり火をつけたのは、店舗で働く本人たちが立ち上がったことだろう。そしてその輪が広がって、ついには「ファーストフード店の最低賃金の引き上げ」運動へつながる。「運動とはこうやるものなのだ!」と目と耳で訴えてくる映画だった。

## 「知ってはいけない 隠された日本支配の構造」③

### 第5章 国家は密約と裏マニュアルで運営する

前回「日米合同委員会」の役割は、『米軍が「戦後日本」において、占領期の特権をそのまま持ち続ける』ためにあることを書きました。

旧安保条約と行政協定の内容が今日も維持されています。行政協定では「日本の当局は、米軍基地外での犯罪については、米軍関係者を逮捕することができる。ただし逮捕したあとは、すぐにその身柄を米軍に引き渡さなければならない」となっていました。逮捕はできるが拘留したり、尋問したりできないのです。米軍基地内は当然、日本の法は適用されません。

行政協定では「米軍関係者の犯罪の裁判権は、すべて米軍が持つ」でしたが、1953年8月にNATO地位協定が発効され、改定されました。日本においても、米兵の「公務中の犯罪」については米軍が、「公務外の犯罪」は基本的に日本側が裁判権を持つということになりました。

しかし安保条約、地位協定下の現在でも、米兵犯罪の基本構図は変わっていません。レイブ事件でも、よほど凶悪なケースか沖縄などで警察や地元新聞、抗議行動などが頑張ったときだけ、犯人が拘留されて尋問され、裁判が行われます。

筆者の矢部さんのいう「秘密の方程式」です。1953年の「行政協定の改定」のように、米軍の特権の条文が米軍側に不利に改定されたとき、そのウラ側には日米合同委員会で結ばれた密約が存在するのです。

以下、密約と秘密協定を、一部紹介しておきます。

裁判権放棄密約は「日本側はいちじるしく重要な事件以外は、裁判権を行使しない」。身柄引き渡し密約は「米軍関係者による犯罪が、公務中に行なわれたものかどうかわからないときは、容疑者の身柄を米軍に引き渡す」。

在日米軍基地についての極秘報告書も「安保条約のもとでは、日本政府とのいかなる相談もなく米軍を使うことができる」と。だから欠陥機のオスプレイが米本国ではできない危険な訓練を日本でできるのです。「米軍の部隊や装備、家族などには、地元との取り決めも事前通知もなしに、日本国内に自由に出入りができる」つまり米軍関係者にとっては国境がないということです。

三つの裏マニュアルとして、最高裁の「部外秘資料」、検察の「実務資料」、外務省の「日米地位協定の考え方」があります。詳しくは別の機会に。

### 第6章 政府は憲法にしばられない

米軍・普天間基地のある沖縄県宜野湾市の元市長だった伊波洋一さん（現参議院議員）の講演発言が引用されています。「米軍機は、米軍住宅の上では絶対に低空飛行をしない。それはアメリ



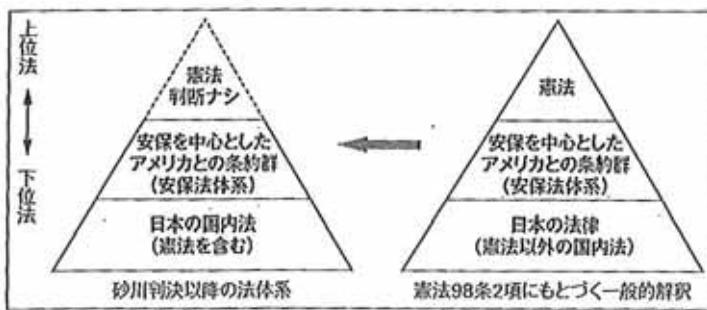
力の国内法がそうした危険な飛行を禁止していて、その規定が海外においても適用されているからだ」、「アメリカでは、例えばコウモリなどの野生生物や砂漠のなかにある歴史上の遺跡まで、それらに悪影響があると判断されたときは、もう訓練はできない。計画そのものが中止になる」と。

米軍住宅に住むアメリカ人は、環境に配慮した本国の法律によって、海外の基地にいても人権が守られているのです。なぜ日本では守られていないということが重要なことです。

日本でも航空法で規制されていますが、米軍機には適用しない特例法があります。国民の人権を守る憲法があり、危険な飛行を禁止する航空法も存在するが、米軍に関しては「適用除外」になっているのです。

「問題の核心」として、日本国憲法が機能しないことを示したのは、1959年12月16日の「砂川裁判・最高裁判決」です。砂川裁判とは、当時、東京・立川にあった米軍基地の拡張工事をめぐる裁判で、東京地裁の伊達裁判長が「在日米軍の駐留は、日本は軍事力を持たないとした憲法9条2項に違反している」として、旧安保条約を意見とする判決を1959年3月30日に下しました。いわゆる「伊達判決」です。憲法9条に「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とはっきりと書いてあるのですから当然です。

その後すぐ、この判決をくつがえす政治工作が行なわれます。この判決が最高裁まで行って確定してしまうと、米軍を置き続けることが不可能になってしまいます。判決の翌日、マッカーサー駐日大使が藤山外務大臣を呼び出し、日本政府が迅速な行動を取り、地裁判決を正せと言ったのです。その結果、マッカーサー駐日大使と田中最高裁長官が秘密会談して、高裁を飛ばして最高裁でということになります。1959年12月16日に下された最高裁判決は、15人全員が一致して、在日米軍の駐留は違憲ではなく、一審判決を破棄して東京地裁に差し戻す、というものになります。「安保条約のような重大で高度な政治性を持つ問題は、最高裁は判断しない」という結論です。安保条約は憲法判断をしない、つまり「安保条約は憲法の上位にある」ということになります。



砂川事件の結果、起きたこと

著者の矢部氏は、このことを「法治国家崩壊」といっています。

(つづく) 報告 仲村

～名著紹介～

## 「わが魂を聖地に埋めよ」ディー・ブラウン Bury My Heart at Wounded Knee Dee Brown



アメリカ歴史を書きかえた  
壮大な歴史作品

歴史的教訓を学ぶし、泣く笑うし、何より心で喜んで読む  
第一回の感想を書き下さると同時に、他の人  
の感想も参考をせざる。

著者:ディー・ブラウン

アメリカのテレビドラマに「ボーンズ」というのがあります。シャーロックホームズがわずかな手がかりをもとにして犯人を探し出すが如くに、死体の骨からどんな事件だったのか？ 誰が犯人か？ を解明する天才骨学者を主人公とするミステリーです。で、「ボーンズ」シーズン1の第4話、熊のウンコから人間の骨が発見され、人骨の分析を依頼された主人公がワシントン州に出張して・・・と、こんな話をしても仕方がないので要点を述べます。犯人の疑いのある人物はアメリカ先住民で、追いつめられた彼は「ウーンデット・ニー」と吐き捨てて遁走するのです。この「ウーンデット・ニー」にこめられた意味を私なりに想像すると次のようになります。

『おめえら白人がエラそうに捜査官だと？ わしらが住んでた土地を奪った強盗のくせしやがって。密猟だと？ バカ言っちゃいけねえよ、わしらは先祖からずっとここの大地といっしょに生きてきたんだぜ。おめえらがわしらを殺しまくって自分たちに都合のいい法律つくったんだろ？ わしらは「ウーンデット・ニー」をぜったいに忘れねえからな』

1890年12月29日、サウスダコタ州ウーンデットニーで第7騎兵隊によるスー族大虐殺があり、第7騎兵隊は名誉勲章を授与されたという酷い話であり、「ウーンデットニー」は先住民にとって理不尽かつ残酷な受難を忘れない合言葉になっているのです。

(「ウンデットニー」で検索するとWikiに詳しい説明があります)

私が最初にこの書に出遭ったのは高校生のときです。友人の家に遊びに行くと、「読め」と言って渡されました。彼はカリフォルニア生まれで、日米の両方の国籍を持っていて、18才(?)になるとどちらかの国籍を選ばねばならない、と言っていました。で、持ち帰って読んだものの、アメリカ先住民の話は遠すぎた・・・。二度目の邂逅は、私が映画を観まくっていたときです。ハリウッド映画で先住民の扱いがどうなのか？ という視点から、この本を手元に置きました。先住民(インディアン)=悪という構図から「折れた矢(1950)」「シャイアン(1964)」「小さな巨人(1970)」「ソルジャー・ブルー(1970)」そして「ダンス・ウイズ・ウルブス(1990)」へと続く映画の話はまた別の機会に。

「ブッシュさんよ、9・11のとき卑劣なテロは許さない、などと啖呵をきったけれど、そもそも、あんたら白人のやってきたことは何なんだ？ 先住民を皆殺しにして土地を奪ったんだろ。テロより悪質だぜ」 てなことを、この本を読んで考えたりするのです。

参考図書『叛アメリカ史』豊浦志郎(船戸与一)

「わが魂を聖地に埋めよ」上下2冊 草思社 組合事務所の書架にあります。



# 連帶ユニオン関西クラフト支部との合同花見

大橋

3月31日（土）午後2時から、桜ノ宮野球場横の大川河川敷にて、管理職ユニオン・関西、関西ユニオン、連帶ユニオン関西クラフト支部の合同で花見をやりました。季節はまさに春爛漫で、桜も満開。そよ風が吹くと桜の花びらが舞い散り、見渡す限りの桜吹雪でした。

私とHRさんは、朝9時から場所取りで現地に。HRさんの連れ合いさんが作ってくれた豪華な手作り弁当と、HRさんが朝7時から仕込んだひれ酒、そして組合事務所から持ち出したビールと焼酎。途中からは、クラフトのメンバーも合流し、前段の宴会で大いに楽しみました。もっとも、10時頃にはすっかり出来上がり、11時にはかなり酔いも回り、12時には飲み疲れてくるという始末。



先発隊は朝9時から足掛け5時間飲み続け、ようやく花見開始の14時。総勢20名程が集まりました。最初は管理職ユニオン・関西執行委員長の挨拶、そして、関西ユニオン執行委員長の挨拶、そして、関西クラフト支部執行委員長の挨拶と続き、その後は順番に簡単な自己紹介。

その後は三々五々分かれて歓談となりました。私は司会役だったため、何とか一通り自己紹介が終わるまではかろうじて持ちこたえましたが、午後3時頃になるともう限界。ブルーシートにあおむけになってごろ寝をしながら、皆さん楽しげに歓談しているのを眺めていました。

午後4時頃になると、さすがにまだ3月ということか、風が冷たく、肌寒くなってきたので、花見も中締め。その後、組合事務所に移動して2次会となりました。それにしても、皆さん良く飲むこと。私は事務所ではウーロン茶ばかり飲んでいましたが、皆さんウィスキーをロックで飲み干すのを見て、ほとほと感心した次第です。ともあれ、晴天・春爛漫・桜吹雪・美味しい料理と酒～大満足の花見でした。



## 《追記》

この日は阪急曾根で森友学園問題の集会。さすがにこれは外せない。私はへべれけ状態で本音ではパスしたかったけれど、周りの厳しい視線と暗黙の圧力で、重い足をひきづって集会参加。もっとも、熱気あふれる集会に参加して、酔いも吹っ飛びました。安倍政権打倒だ！

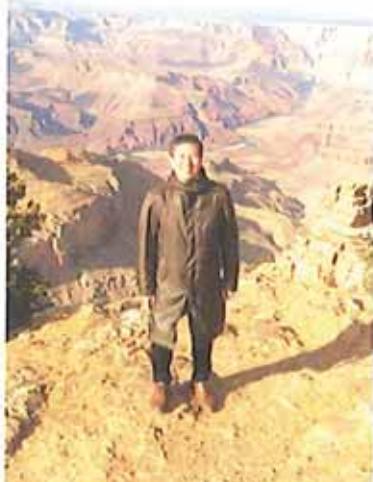
Mr.K のあれこれエッセイ第30回

## USA グランドキャニオンからセドナへ

トランプ大統領からの宣戦布告で米中貿易戦争が始まり、株式相場や為替相場はジェットコースターに乗っているかのような気分です。ボラティリティの高い展開が今後も続くなか、米朝会談の行方も混沌としていて、リスクオフで買われる円が高い状態は続きそうです。

さて前回に続いて USA の旅です。モニュメントバレーを出た後グランドキャニオンへ砂漠の中バスは走ります。高度をあげ着いたのが写真のグランドキャニオンのイーストリムのビューポイント。距離感がなくなってしまうほどの雄大な景色です。長い間来たくても来られなかったアメリカの名所のひとつ。私の夢がまた一つ叶いました。(大袈裟やなあ～) アメリカに不動産を所有する。そんな夢もいつか叶ったらしいなあ～^^

グランドキャニオンには様々な動物が住んでいますが、ライオンもいます。普段は出会うことはないそうですが道路にライオン注意の標識もあって面白いです。夕日に映える渓谷を観るはずだったのですが、残念にもこの日はあいにくの曇り空。それでも渓谷に下る山道を少し歩くことができたし、大満足でした。夕食はビュッフェ。美味しかったのは肉料理でした。



翌日は USA で最も美しい町と言われるセドナへ。写真はベルロック。パワースポットのボルテックスが有名なこの町は、スピリチュアルのメッカ。私もオーラ診断してもらいました。結果は！？ 内緒です。昼食には美味しいボリューム満点のバーガーをとってご機嫌です。アウトドアが大好きな人たちが集まるセドナ。美しい街並みと自然が心を癒してくれます。砂漠のなかにある緑豊かなオアシスのような場所です。ゆっくり滞在してみれば、きっと病みつきになりそう！

この後は再びラスベガスへ向かいます。スフィンクスで有名なルクソールホテルはストリップの南で立地抜群。最後の夜は周辺を歩き回ってアメリカとのお別れを惜しました。

思えば9. 11テロ事件で私の人生は大きく変わりました。前年に CPA (米国公認会計士) の試験でロサンゼルスのポモナに行ったのが最後で、CPA 合格はあきらめました。このことは体質企業である勤め先から転職する方向で考えていた職業人生を、会社との対決姿勢に切り替える契機となりました。そして労働者弁護団の労働法基礎講座から管理職ユニオンへとつながりました。アメリカが大好きな私は左翼的な匂いがブンブンする組合は合わないと思っていたところ、MU の執行委員だという方に思想を全く見いだせないことにとても興味を覚え、管理職ユニオンを訪ねました。今ではお隣の国のめちゃ左翼な人たちに囲まれていますが^^

人生楽ありや苦もあるさ。いろんな思いが交錯した今回の USA の旅でした。



## メタボ解消! 遊歩会 秀吉の埋蔵金伝説の郷と多田銀銅山を訪ねる

今回の散策は猪名川町周辺に点在する名所巡りの企画である。集合場所の能勢電「日生中央駅」には遊歩会では常連の8名が顔を揃え、和やかな雰囲気の中、いざ出発! 天気は上々、うららかな春の陽光を浴びながら、最初に向かったのは国の登録有形文化財に指定される茅葺き・檜造りの和風建築「静思館」。桜並木の遊歩道沿いのどかな風景を楽しみながら暫く歩くと、立派な建物が目に飛び込んできた。

ここで早速遊歩会の名物リーダーO氏の天然ボケが炸裂! 「こんなとこに凄い家があるわ。どんな人が住んでるんやろ?」。オイオイこれが静思館や~とツッコミを入れながら屋敷内に歩を運ぶと、800坪の敷地に江戸時代の豪農の屋敷を模して建てられたという大邸宅がそびえ立ち一瞬息を飲む趣。屋敷内も和風と洋風織り交ぜた雰囲気の造りで、中でも昭和初期の屋敷としては珍しい水洗トイレや床暖房が取り入れられていることには感心させられた。

こうして一頻り静思館見学を行った一行が次に向かったのは、本日の主目的地である多田銀銅山。まずは案内施設の「悠久の館」に立ち寄りガイドさんから鉱山の歴史について説明を受ける。多田銀銅山の歴史は古く、奈良時代の東大寺大仏造立の際にこここの銅が使われたとの言い伝えがあり、以来昭和48年に閉山となるまでその時代時代の財政に寄与してきたとのことである。ガイドさんの説明が一通り終わり、丁度ランチタイムになったので、各自は思い思いに弁当を広げ空腹を満たしたのであるが、酒好きで知られるHR氏は遊歩会の掟である歩行中の飲酒厳禁を固く守り、殊勝にもノンアルコールビールで喉を潤していたのであった。



そしていよいよ間歩(まぶ)と呼ばれる坑道見学へと出発だ! さあ、ここから面々の目の色が変わってきた。4億5000万両(約200兆円)と言い伝えられる豊臣秀吉の埋蔵金伝説の現場にいよいよ入るのだ。現場は至る所に大小の間歩が点在しており、落盤の危険がある間歩も少なくないが、一攫千金を狙う亡者の群れと化した一行は、立ち入り禁止の柵もなんのその、乗り越えて入ろうとする者、そこら辺りを手当たり次第に掘り返そうとする者やら收拾が付か

なくなったその時、普段は無口で物静かなOK氏が突然叫び声を上げたのである。何事かと皆が駆け寄ると10円玉を拾ったとのこと。とんだ埋蔵金の発見である。一行は拍子抜けして一気に埋蔵金の発掘熱も冷めてしまい、大人しく間歩の坑道見学を行い多田銀銅山をあとにしたのであった。

そして次に向ったのは道の駅いながわ。ここは猪名川町名物の土産物や特産品が品数豊富に揃えられていて、家族連れなどで賑わいをみせるスポットである。ここでもO氏は子供のようにはしゃぎ回り、売店で買った焼き餅を頬張り、口の周りをアンコだらけにした無邪気な笑顔は、とても古希を過ぎた老人には見えず、これからも元気で遊歩会を引っ張っていって貰いたいと願わずにはいられなかった。

そして最後の目的地は岸壁が屏風を立てたように連なる名勝「屏風岩」。現地に着くと高さ30m、幅100mの岸壁が屏風のようにそそり立ち、まさに圧巻の景色。この景色を背景に記念撮影して今回の全行程9kmに及ぶ遊歩会も無事フィナーレを迎えたのであった。

最後に余談であるが、HR氏が帰りの経路についてO氏から自信満々の助言を受けJR線に乗ったのであるが、行きの阪急電車よりも50円高くて損をしたことも付け加えておく。



## 新入組合員学習会

入門編では、労働者はどんな権利を持っているのか？ 労働組合はどんな権利を持っていて、何ができるのか？ 団体交渉の進め方など、さしあたりすぐに知つておいた方が良いことを中心にレクチャーします。応用編では、職場での組合活動、労働条件改善、不当労働行為などについてレクチャーする予定です。新入組合員の皆さんはもちろん、そうでない方もどんご参加ください！

新入組合員学習会（入門編） 4月14日（土）14時～ @組合事務所  
新入組合員学習会（中級編） 4月27日（金）19時～ @組合事務所

## 春爛漫 連帯フェスタ2018

日時：4月22日（日）10:00～

場所：万博公園お祭り広場

一緒に事務所でやっているNPO関西仕事づくりセンターが「いか焼き」と「かき氷」の店を出します。色々と楽しげな企画も満載。是非ご参加ください。



## 第89回中之島メーテー

日時：5月1日（火）13時～（集会後、デモ）

場所：中之島公園剣先ひろば（天神橋筋西側）

終了後、組合事務所にて持ち寄り懇親会

平日ですが、皆さん有給をとって参加しくださいね。



## シニアグループ学習会

今回はまさしくシニアグループならではの企画。こんな企画は、他の労働組合ではまずありません。

日時：5月19日（土）15時～ @組合事務所にて

内容：さあ、いよいよ「終活」だ！ パートII

なお、学習したことをすぐに、そして有効に活用していただけるように、学習会後の懇親会ではたっぷりアルコールを摂取していただくことも計画しています。まさに一举両得、至れり尽くせりの企画。是非、ご参加を！

## 映画を観よう！(連帯ユニオンクラフト支部との合同企画)

○「米軍（アメリカ）が最も恐れた男～その名は、カメジロウ」(監督：佐古忠彦)

瀬長亀次郎はアメリカ占領下の沖縄で撮影された歴史的ドキュメンタリー映画です。沖縄辺野古への基地建設軍政に闘いを挑む。その生き様を描いたドキュメンタリが強行されている今、必見の映画です。

4月28日（土）1回目 14時～2回目 17時から 学働館

○「戦艦ポチョムキン」(監督：エイゼンシュテイン)

6月2日（土）15時～組合事務所

場所を間違えないでね！

## 社会問題学習会 「沖縄

5月11日（金）

## と核」ビデオ上映と討論

19時～組合事務所にて

アメリカ国防総省は「沖縄に核兵器を置かれてはならない」と主張。これを受けて、いま「沖縄と核」に関する議論が再燃しています。口を開き始めた。そこから浮かび上がったのが、300発もの核兵器が置かれ、冷戦下、な状況に置かれていたこと、さらには、す要因となっていたという新事実…。

記録していた事実」を初めて公式に認め、機密を解除。歴史文書の開示が相次ぎ、元兵士たちもようやく重い印象を受けたのは、「核の島・沖縄」の衝撃的な実態だ。東西陣営の緊張が高まるたびに、最前線として危機的「核」の存在こそが、沖縄への米軍基地集中をもたらす要因となっていたという新事実…。

## ～メタボ解消！ 遊歩会～

## 瀬戸内から源平合戦ゆかりの地へ

5月13日（日）10時

## 関西ユニオン

日時：5月27日（日）14時～17時

場所：エル・おおさか南館 734号室（13時半開場）

大会終了後、事務室

年に一度の定期大会です。今大会では、労働運動としての発展を展望し、連帯ユニオンと関西クラフト支との統合方針を提起する予定です。重要な大会となりますので、関西ユニオンの組合員の方は挙ってご参加ください。

（賛助会員の方や管理職ユニオン・関西の組合員もオブザーバーとしてご参加いただけます。）

## 所で持ち寄り懇親会予定

